

教育指導担当

学校法律相談の令和6年度上半期実施状況について

報告内容

令和6年4月1日から令和6年9月30日までの学校法律相談の実施状況について、報告します。

相談回数

- 18回（9件） （参考：令和5年度上半期相談回数 24回（14件）
令和5年度下半期相談回数 27回（16件））

※原因・相談内容別の集計表は下表のとおり

- 保護者等との面談への弁護士の同席制度の利用はなし。

令和6年度上半期（4月から9月まで）

	校種	相談内容												(原因小計)			合計(原因)
		法律的事項への助言			学校(園)運営的事項への助言			求めらる見受けられる助言			その他						
		幼	小	中	幼	小	中	幼	小	中	幼	小	中	幼	小	中	
原因	1 子どもによる事故・トラブル	0	0	0	0	2	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1	3
	2 教師の指導内容	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	3 学校・園の対応	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	4 教職員人事等の内部問題	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	5 保護者のトラブル	0	2	0	0	2	8	0	0	0	0	0	0	0	4	8	12
		0	1	0	0	2	2	0	0	0	0	0	0	0	3	2	5
	6 その他	0	0	0	0	0	3	0	0	0	0	0	0	0	0	3	3
	0	0	0	0	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	
相談内容(校種別)		0	2	0	0	4	12	0	0	0	0	0	0	幼計	小計	中計	総計
		0	1	0	0	3	5	0	0	0	0	0	0				
相談回数合計		2			16			0			0			0	6	12	18
相談事案件数合計		1			8			0			0			0	4	5	9

※上段数字(白色枠)は相談回数 下段数字(灰色枠)は相談事案件数

【凡例】

- ・法律的事項への助言 . . . 保護者が代理人弁護士を立てた、慰謝料の相場を確認する必要が生じた等、法的な見解が必要となった場合への助言
- ・学校(園)運営的事項への助言 . . . 保護者や生徒(児童)等へ学校としての適切な対応を行うための助言
- ・不当と見受けられる要求への助言 . . . 事実無根の内容や、度重なる面会強要、謝罪強要などの学校(園)への要求等に対する助言